



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト： マンスール暫定大統領が憲法宣言を発出

1. 憲法宣言の発表：

7月8日、アドリー・マンスール暫定大統領は、移行期間の暫定憲法となる憲法宣言（33条）を発出した。憲法宣言によると、憲法改正案の国民投票は約4ヵ月後、その後、下院・代議院選挙が行われ、今から6ヵ月後に大統領選挙が行われる。新大統領の決定をもって移行期間は終了し、本憲法宣言は失効する。以下は、憲法宣言の要旨。

(1) 大統領権限

- ・ 大統領は、内閣と共に立法権を有する。
- ・ 大統領は、内閣の承認を得て非常事態を宣言する。非常事態の期間は3ヵ月ごとで、国民投票による承認でもって延長される。

(2) 2012年憲法の改正

- ・ 大統領は、15日以内に、憲法改正委員会を設置する。
- ・ 憲法改正委員会の委員は、最高憲法裁判所から2名、裁判官2名、国家評議会から2名、国内大学の憲法学教授から4名とする。
- ・ 憲法改正委員会は、1ヵ月以内に改正案を作成する。
- ・ 改正案は、社会の各グループの代表者からなる50名の委員会によって審査される。委員50名には、政党、知識人、労働者、農民、職能組合、国家機関、アズハル機構、キリスト教、軍、警察、著名人、若者（女性含む）が代表される。
- ・ 50名の委員会は、60日以内に最終改正案を作成し、大統領に送付する。
- ・ 最終改正案が大統領に送付されて30日以内に、大統領は最終改正案を国民投票に付す。

(3) 議会選挙、大統領選挙

- ・ 憲法改正案の国民投票から2週間後に、議会選挙日程を発表する。大統領選挙日程は、今から6ヵ月後に発表する。

(4) 2012年憲法と変更がない点

- ・ エジプトは民主主義の国である
- ・ 国教はイスラームであり、シャリーアの諸原則が主要な法源である
- ・ 公用語はアラビア語である
- ・ 国民は法の下で平等であり、平等な権利および義務を有する

- ・ 性、言語、宗教による差別を禁じる
- ・ 表現、宗教、報道、集会、結社の自由が保障される
- ・ 性、人種、宗教に基づく政党の結成を禁じる
- ・ 司法の独立
- ・ 軍事裁判所は独立機関であり、軍および軍人に関する事件を裁く
- ・ 国家防衛評議会は大統領を議長とし、安全保障問題、国防費、軍関連の法律について協議する

## 2. 暫定首相、暫定副大統領の任命

憲法宣言の発出後、マンスール暫定大統領は、暫定首相にハーゼム・ベブラーウィーを任命し、組閣を命じた。同人は、2011年7月から12月まで、イサーム・シャラフ内閣において副首相兼財務相を担当していた。また、外交担当暫定副大統領に、救国戦線のムハンマド・エルバラダイを任命した。

## 3. 憲法宣言に対する各派の反応

ムスリム同胞団は、当然ながら、憲法宣言を支持してはいない。6月30日以降の抗議行動ではムスリム同胞団と共同歩調を取っているイスラーム集団も、反対を表明した。8日未明に共和国防衛隊本部周辺で51人（ほぼイスラーム主義者）が死亡した事件もあり、イスラーム主義者は現在の移行プロセスを完全に否定し、ムルスィー氏の大統領復職を要求している。

ところが、反ムルスィー派のリベラル派も、憲法宣言への反対を表明した。リベラル派は、憲法宣言が諸政治勢力との協議なしで決定されたこと、大統領に大きな権限が付与されていること、国教をイスラームと規定していること、などを反対の理由に挙げた。しかし、反ムルスィー派は、憲法宣言が協議なしに発表されたことに抗議しているに過ぎず、反対表明は今後の政治過程に大きな影響を及ぼすものではないと考えられる。むしろ、約2週間後から開始される憲法改正協議において、リベラル派の活動は本格化するであろう。

(金谷研究員)

---

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799